

第17回 実習生受入への支援策

月に複数回セミナーで登壇していると、来場者から「技能実習生を受け入れるに当たり、支援策や補助金はあるのか」という質問をよく受ける。そこで、現在実施されている行政からの支援策や補助金を紹介したい。

東京都は「宿舍借上げ支援事業」を行っている。要件を満たす介護職員の宿舍を法人が借り上げた場合、対象経費（賃料、共益費など）に8分の7を掛けた金額が補助される。対象額の上限は8万2000円だ。実習生から寮費などを徴収している場合は、それを引いた法人負担の金額が対象となる。例えば賃料が

月10万円、実習生から徴収する寮費が月2万円の場、対象額は8万円、補助額は7万円だ。

横浜市にも同様に「介護職員住居借上支援事業補助金」がある。URや県公社の住宅に住む場合が対象で、入居者1人当たり3万円を上限に、賃

今からでも遅くない
賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
専務理事 庄司孝正



都市部で支援広がる、今後拡大か

◆本記事で紹介した各支援事業・補助金

東京都	東京都介護職員宿舎借上げ支援事業
横浜市	横浜市介護職員住居借上支援事業補助金
埼玉県	埼玉県外国人介護職員受入支援事業補助金
東京都	外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入支援補助金

料や共益費の2分の1を補助してくれるが、原則として入居職員からは徴収してはならないとしている。例えば賃料月6万円の部屋に2人で入居する場合、上限の月3万円はそれぞれに適用され、法人、実習生ともに負担はない。ただし、対象住宅が限定されるため、事業所との距離がネックになる。また、東京都に比べて対象サービスも限定

学習費用支援も

実習生の学習費用を支援する向きもある。埼玉県は今年度から、特養と老健を対象に「外国人介護職員受入支援事業補助金」を始めた。住居費の補助（実習生1人当たり対象額月3万円の3分の1が上限）だけでなく、日本語教師を雇用したり、集合研修を実施したりした場合の日本語学習費用についても、実習生1人当たり年23万5000円を上限に補助する。

また、東京都の「外国人介護実習生の受入支援補助金」は、法人が負担する日本語学習費用だけでなく、介護技能学習費用も対象だ。実習生1人

あたり年67万円を基準額とし、その2分の1を補助する。

これらは一例だが、実習生を受け入れる法人への支援策が都市部を中心に広がっている。今後、制度が浸透していけば、こうした補助金は各地に拡大するだろう。まずは法人のある自治体や市町村の情報をしっかり集め、適切に利用して欲しい。

庄司孝正プロフィール
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。